

令和7年度放射線測定器業務型電子
点検・校正業務入札説明書

島根県

目 次

1. 入札に付する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 事務担当部局	・ ・ ・ ・ ・ 1
3. 入札に参加する者に必要な資格	・ ・ ・ ・ ・ 1
4. 入札参加資格確認申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
5. 入札手続	・ ・ ・ ・ ・ 2
6. 契約	・ ・ ・ ・ ・ 5
7. 質問等	・ ・ ・ ・ ・ 5
8. 紙入札参加承認願	・ ・ ・ ・ ・ 6
9. その他	・ ・ ・ ・ ・ 6

この入札説明書は、本県が発注する放射線測定器点検・校正業務に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

なお、本件は電子入札対象案件であり、入札参加資格確認申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続きを行うこと。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 放射線測定器点検・校正業務一式
- (2) 入札案件の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで
- (4) 納入場所 別添仕様書のとおり

2. 事務担当部局

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町 582-1
島根県原子力環境センター
TEL 0852-36-4300 FAX 0852-36-6683

3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」- 小分類「(3) 理化学機器」）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 計量法校正事業者登録制度に登録された校正事業者であること。
- (8) 本説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の

確認を受けた者であること。

4. 入札参加資格確認申請

(1) 提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和7年9月8日午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持込し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

2の場所

イ 提出方法等

持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要

ウ 紙入札参加者が入札にあたって代理人を定める場合は、委任状（様式2）
（入札前に入札会場での提出も可）

エ 免除を受けようとする場合は、入札保証金の免除に関する書類

オ 誓約書（様式8）

(3) その他

ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和7年9月10日午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

ウ 資料作成等に要する費用は提出者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5. 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載

すること。

イ 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和7年9月17日午前9時から令和7年9月18日午後4時までとする。

ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までである。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態になるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱う。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 提出方法

持込又は書留郵便による郵送（別添「紙入札書に関する注意事項」を参照）

イ 提出期限

令和7年9月18日午後4時

（ただし、郵送の場合は、令和7年9月18日正午までに到着していること。）

ウ 提出場所

2の場所

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月19日午前10時

イ 場所

2の場所

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において午前10時20分（1回目予定）、午前10時40分（2回目予定）より再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ 再度入札は、2回までとする。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行う。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

なお、随意契約の協議以降の手続きは、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前には入札辞退届を持込又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(13) 入札保証金

①島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

③入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか、国債、地方債、その他の担保の提供をもって代えることができる。

④入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

ア 納付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局審査指導課

イ 納付時期

令和 7 年 9 月 16 日午前 9 時から午後 2 時まで

⑤入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

⑥入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

6. 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項

- ①契約書（案）のとおりとする。
- ②前金払い、部分払いは行わない。

(3) 契約の締結

- ①落札者が決定したときは、14日以内に契約を締結するものとする。
- ②原子力環境センター所長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ③本件の調達手続きに関し、島根県政府調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) 契約保証金

- ①島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。
- ②ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）
- ③契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- ④契約保証金の納付を要する場合の納付場所は、次のとおり。
 - ア 納付場所 上記5(13)④アの場所
 - イ 納付時期 落札の日から14日以内
- ⑤契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7. 質問等

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出すること。
- (2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和7年9月3日午後5時まで（郵送の場合は必着）
 - イ 書面による提出場所
2の場所
 - ウ 書面による提出方法
郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるため、注意すること。）
- (3) 質問があった場合、回答は令和7年9月8日までに電子調達システムにより行う。（この案件の入札公告及び入札説明書等を、ダウンロードされた入札情報サービス入札予定情報に、追加して掲載する。）
なお、やむを得ない事由により電子調達システムを閲覧できない者については、書面により回答するので、質問時に書面回答希望の旨を連絡すること。
- (4) なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 紙入札参加承認願

- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願（様式7）を提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和7年9月3日午後5時まで
 - イ 提出場所
2の場所
 - ウ 提出方法
持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

9. その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトを閲覧すること。
電子調達システムポータルサイトURL(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)
- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、2のとおり。